平成２２年（フ）第６５号
福岡県筑後市大字津島1361番地５
債務者　富安　浩之
１　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第８５号
福岡県筑後市大字長浜2237番地１　大坪ビル206
債務者　堤　　浩美
１　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１０８号
佐賀県唐津市水主町2293番地３
債務者　神田　貴子
１　決定年月日時　平成22年11月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第６０５号
大分県別府市中島町11番５号　宮森アパート201号
債務者　森　　敏吉
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４４１号
宮崎市生目台東４丁目５番地１　市営住宅210棟３号
債務者　河野亜珠沙（旧姓成瀬）
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５２号
宮崎市波島１丁目１番８号　崎原マンション142号
債務者　矢野　妙子
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４９号
宮崎県延岡市北浦町宮野浦396番地
債務者　吉田　正臣
１　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２５２号
宮崎県日向市大字富高6728番地３
債務者　那須　康代
１　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２５３号
宮崎県延岡市出北１丁目12番11―102号
債務者　竹田　　敏
１　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２５８号
宮崎県日向市原町２丁目109番地
債務者　黒木　良子（旧姓荒木）
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１４４号
鹿児島県志布志市有明町野井倉8474番地28、旧住所熊本市城南町下宮地867番地９
債務者　藤山　四男
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第４５１号
沖縄県浦添市城間４丁目13番３号
債務者　山里そのえ
１　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４６２号
沖縄県那覇市字古波蔵376番地
債務者　野崎　　豊
１　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第７４号
高知県四万十市赤松町10番11号
債務者　三好　寿哉
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１１５号
福島県東白川郡塙町大字上石井字薬師堂47番地５
債務者　藤田　　純
１　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第２９１９号
名古屋市中区大須１丁目32番43号　岩井通コスモス501号
債務者　金森正宝こと　金　　正寶
１　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３９２号
神戸市長田区腕塚町５丁目５番１―904号
債務者　ちゃんこ鍋神の山別館こと　兼国　尚胤
１　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４２号
青森市本町２丁目３番３号　モリシマビル４階401号
債務者　渡邉　妙子
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係